

令和4年3月24日

兵庫県高齢政策課

令和4年度主任介護支援専門員研修開催要項の補足について

令和4年度主任介護支援専門員研修の開催にあたり、開催要項【B】④について以下のとおり補足事項を示します。

記

1 補足内容

以下に該当する者は、【B】④における「都道府県が適当と認める者」とする。

【B】④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者。

介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60 か月）以上である者で、当該期間において、介護支援専門員（指定居宅介護支援事業所管理者との兼務を含む）として、週32時間以上勤務し、かつ、その他の勤務時間で同一敷地内にある他の事業所の相談支援業務に従事する場合は兼務を認めることとする。

※相談支援業務とは、相談支援事業所管理者及び相談支援専門員のことをいう。

※当要項に該当する場合は県高齢政策課へ申請が必要となりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

兵庫県 高齢政策課計画・審査班

Mail koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

FAX 078-362-9470

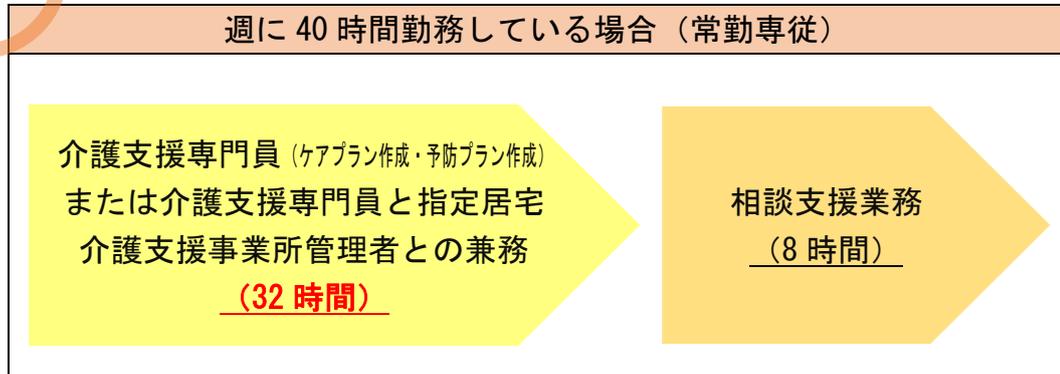
※メールまたはFAXでのお問い合わせにご協力お願いします。

介護支援専門員と相談支援業務を

兼務している皆さまへ

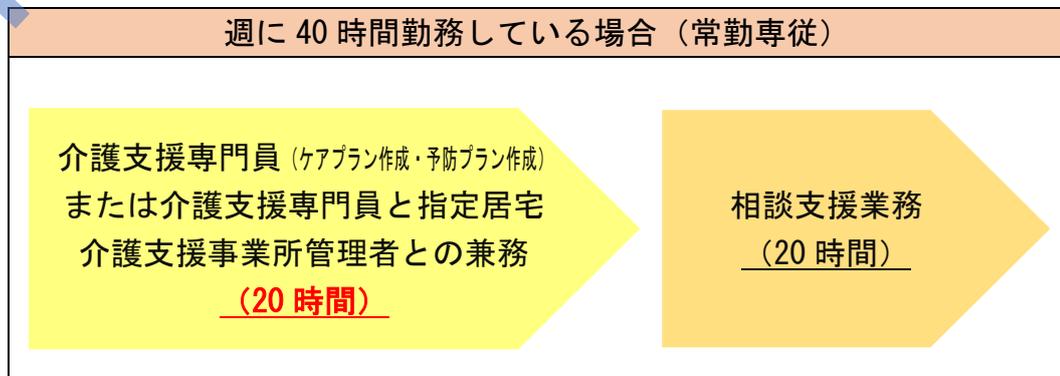
介護支援専門員と相談支援事業所管理者の兼務が認められるかについては、以下を確認してください。

兼務が認められる例



○介護支援専門員または介護支援専門員と指定居宅介護支援事業所管理者の兼務で、週に 32 時間以上勤務しており、その他の時間で相談支援業務をしている場合は相談支援事業所管理者の兼務が認められる。

兼務が認められない例



○介護支援専門員または介護支援専門員と指定居宅介護支援事業所管理者の兼務で週に 32 時間以上の勤務が必要であるが、それを満たしていないため、相談支援業務との兼務は認められない。

<注意事項>

- ・相談支援業務とは、相談支援事業所管理者及び相談支援専門員のことをいいます。
- ・本要件を満たすには、県高齢政策課まで申請が必要です。申請書類の請求は県高齢政策課までメールで承っております。